

鶴岡市農業委員会第17回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和7年4月15日(火) 午前9時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農業委員	1番 金野 匡良 2番 菅原 仁 3番 伊藤 由紀子 5番 野村 恵 6番 工藤 久子 7番 小林 博 8番 渡部 修 10番 石井 光明
出 席 推進委員	1番 森 秀弘 2番 井上 克浩 3番 石川 守 4番 齋藤 功 5番 齋藤 万里子 6番 齋藤 和博 7番 新館 登 9番 菅原 輝康 10番 河井 健次 11番 富樫 初 12番 黒井 涼子 14番 清野 吉喜 15番 齋藤 智
遅 参 委 員	なし
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	4番 鈴木 聡委員 9番 丸山 伸一委員 8番 齋藤 政伸推進委員 13番 若生 正人推進委員
事 務 局	局長 黒井 布美 主査 工藤 仁 専門員 照井 明嗣 主事 奥山 立 主事 齋藤 静 主事 佐藤 優羽 主事 長堀 亜由 羽黒分室専門員 今井 政和 櫛引分室長 大宮 將義 櫛引分室主査 渡部 千歌 朝日分室専門員 井上 聖 朝日分室主事 大館 泉哉
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午前 9:30
議 長	本日の欠席届は、4番 鈴木 聡委員、9番 丸山 伸一委員、8番 齋藤 政伸推進委員、13番 若生 正人推進委員であります。定足数に達しておりますので、只今より第17回東部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により、議長において指名したいと思いますがご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、6番 工藤 久子委員、7番 小林 博委員を、指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入ります。
議 長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 利用状況調査に係る非農地の判断について 事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》
	(説 明)《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》
	(説 明)《報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について》
議 長	報告事項ではありますが、ご質問ございませんか。3番委員。
3 番 委 員	報告第2号の櫛2から櫛11の案件について、事業廃止の理由がわかれば教えていただきたい。
事 務 局	詳しい事情は承知していないが、耕作の継続が困難になったものと思われる。 解約後は中間管理機構を通して西片屋・西荒屋・松根の農業者に耕作者変更を行い、耕作を継続してもらう予定。
議 長	他に質問ございませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようなので、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	これは3条案件でありますので、現地調査について担当の委員の報告をお願いします。1番推進委員。
1 番 推 進 委 員	推進委員1番 森です。藤1から藤4について、ご報告申し上げます。4月10日、私と事務局2名で現地調査を行いました。藤1については、受人は酒田市で農園を経営しており、本案件は、その従業員の宅地裏にある畑で、渡人との話し合いで所有権移転の申請に至ったものです。藤2については、審判による申請となったもので、受人は田について、中間管理機構を通して耕作しており、畑も管理していくということで問題はないと思われます。藤3につきまして、貸人の労力不足によるもので、形が悪く面積も小さいため、使用貸借での申請となっております。藤4について、貸人の労力不足によるもので、借人は前回の農地部会でも説明があったとおり、母親がスリーAファームの構成員となっており、田は全てスリーAファームに貸付けております。畑は自作しており、今回申請した農地は前回申請した農地付近の畑であり、耕作には問題ないと思われます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、適正な管理が見込まれると判断したことを報告いたします。
議 長	8番委員。

8 番推進委員	8 番 渡部です。4 月 8 日に私と齋藤和博推進委員と事務局 2 名で、羽 1 の黒瀬、羽 2 の荒川の農地について現地調査をしました。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可相当と判断したことを報告いたします。
議 長	12 番推進委員。
12 番推進委員	推進委員 12 番 黒井です。櫛引の案件について、4 月 8 日に私と小林委員と事務局 2 名で現地調査を実施しましたので報告します。櫛 2 について、借人は農作業歴 12 年、必要な農機具も確保しており、申請地において水稻を作付けする計画となっております。櫛 3 については、借人は昨年度経営移譲を受けた認定農業者であり、申請地において水稻を作付けする計画となっております。櫛 4 については、契約期間満了に伴い、借人の要望により再度賃貸借を行うものです。借人は農作業歴 28 年で必要な農機具も確保しており、申請地において水稻を作付けする計画です。櫛 5～櫛 9 については、借人は認定農業者で、田では水稻を、畑・樹園地では柿を作付けしており、農業経験と農業機械を有する農業者です。今回は借人の要望により賃貸借をおこなうものです。櫛 10 については、借人は 2 年間の農業研修を行った新規就農者であり、申請地において枝豆を作付けする計画となっております。今回は借人の要望により賃貸借をおこなうものです。以上より、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当してしないことを報告いたします。
議 長	14 番推進委員。
14 番推進委員	推進委員 14 番 清野です。4 月 9 日 15 時半より現地確認を行いました。朝 1 に関して、住居と同時に隣接する農地を購入するもので、隣接農業者は耕作していないため、宅地と一体的に利用することで、農地の遊休防止に繋がります。受入は 4 月に転居予定で、実家はサクラノ農家であり、現在まで 5 年程家業の手伝いをしております。申請地では山菜や自家野菜の作付を予定しており、農機具については、耕運機は実家の物を使用し、また、草刈機等を所有しております。朝 2 について、現在は特定作業受託で借人が耕作している農地を、農地法第 3 条にて契約するものです。借人は令和 5 年度の S E A D S 卒業生で、令和 6 年 4 月より就農しております。昨年度いくつかの圃場で耕作した中で、今回の申請地にて将来的に耕作する事とした農地です。一部の農作業を近隣の先輩農業者に依頼する等、地域との関係は良好です。朝 3 について、集積契約の期間満了に伴う農地法第 3 条による契約への変更と合わせて近隣農地を新規に契約するものです。借人は 40 年以上の農作業歴があり、現在も農地を適正に管理している方です。地域の共同農業機械を使用しており、草刈機等、農地管理に必要な農機具を所有しております。また今回の新規契約分は、地域計画では貸人の名義で記載されておりますが、隣接農地を集約した耕作となるため、地域計画での耕作者を変更する予定です。いずれの案件も、労働力、設備面、技術面から、効率的に耕作に取り組めると判断し、また、農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当していないことを報告いたします。以上です。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようなので、質疑を終結し採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)

議 長	全員賛成により、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案通り決しました。続いて、議案第2号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	（説 明）《議案第2号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について》
議 長	36ページの機藤 140、141、77ページの機羽 154、155 は私に関する案件ですので、一時退室させていただきます。議長を職務代理者にお願いします。
	（議長退室）
臨 時 議 長	議長が退出しましたので、暫時のあいだ、私が臨時議長を務めさせていただきます。それでは36ページの機藤 140、141、77ページの機羽 154、155 の案件についてのみ審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	（発言者なし）
臨 時 議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第2号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、賛成の委員の挙手を求めます。
	（全員賛成）
臨 時 議 長	全員賛成により、議案第2号 機藤 140、141、機羽 154、155 の案件については、原案通り決しました。部会長の入室を許可し、議長を交代させていただきます。
	（議長入室）
議 長	それでは、その他の案件について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。2番委員。
2 番 委 員	議案中の特例事業とはどういうものかお聞きしたい。
事 務 局	特例事業は、中間管理機構を仲介した売買契約です。集積計画による新規契約が令和7年4月より無くなりましたので、所得税の特別控除である、800万円控除および1,500万円控除が適用になる契約はこの特例事業によるもののみとなります。農地法第3条による売買許可契約もありますが、特例事業についてはここで議案として上程しております。特例事業のスケジュールについては、中間管理機構で定めたスケジュールに従って受付しますので、今回は10月頃の公告になります。詳しい情報は後日お伝えします。
議 長	他に質疑のある方は挙手をお願いいたします。1番委員。
1 番 委 員	今の特例事業について確認ですが、減税の対象になるという認識でよろしいでしょうか。
事 務 局	農地を売った方の所得控除についてのご質問だと思いますが、中間管理機構による買入協議を行った場合は1,500万円控除、行わない場合は800万円控除となります。
議 長	7番推進委員。
7 番 推 進 委 員	今までと控除額は変わらないという事でよろしいか。

事務局	従前ですと集積計画による売買契約は 800 万円控除で、中間管理機構を通した買入協議によるものは 1,500 万円控除でした。買入協議によるものは 2 回議案に載っていましたが、中間管理機構に提出する時と公告時の 2 回上程していたものです。控除額の区分は変わりませんが、受人の条件が異なっており、価格だけでなく、1ha 以上の団地になるような契約であること、認定農業者であること等、要件が複数あります。細かいところについても後日お伝えしたいと思います。
議長	他に質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。機藤 140、141、77 ページの機羽 154、155 以外の案件について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定については原案通り決しました。以上で本日の審議は全て終了いたしました。これをもって、第 17 回東部農地部会を終了いたします。
	閉 会 午前 10:15

	議長 <u>石井 光明</u> 議事録署名委員 <u>工藤 久子</u> 議事録署名委員 <u>小林 博</u>
--	---